

中心市街地の活性化に関する法律抜粋

第8条第1項 政府は、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

同条第2項 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(10) 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項
(基本計画の認定)

第9条第1項 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

同条第2項 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(8) 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

同条第10項 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、基本計画のうち第二項各号に掲げる事項（第四項の規定により同項に規定する事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 基本方針に適合するものであること。

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針抜粋

第10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項

2 都市計画手法の活用

中心市街地における都市機能の集積を図るためには、都市計画手法を活用することにより、都市機能の適切な立地誘導やそのための環境整備等を図ることが有効である。

(中略)

準工業地域は多様な用途を許容する地域であるが、地方都市において、準工業地域に大規模集客施設が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられることから、三大都市圏及び政令指定都市以外の地方都市においては、特別用途地区等の活用により準工業地域における大規模集客施設の立地の制限が行われる場合について、基本計画の認定を行うものとする。

なお、特別用途地区等の活用に当たっては、土地利用の方針に関する地域の理解を高めるため、市町村マスタープラン等の都市計画の上位計画において、準工業地域に係る特別用途地区等の指定方針等をあらかじめ明らかにしておくことが考えられる。

都市計画法抜粋

(地域地区)

第8条第1項 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

(2) 特別用途地区

第9条第10項 準工業地域は、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域とする。

同 条第13項 特別用途地区は、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区とする。